

様式第2号(第4条第2項関係)(裏面)

(注意事項)

- 1 港湾運送の業務に従事するときは、必ずこの港湾労働者証を携帯し、公共職業安定所の職員から請求があつたときは、提示して下さい。
- 2 この港湾労働者証を他人に譲り渡したり、貸したりしてはいけません。
- 3 港湾運送の業務に従事した経験が港湾労働法第25条第4項の厚生労働大臣が定める期間未満の者は、該当する派遣事業対象業務の種類のうち、取得資格に係る業務にのみ派遣就業することができます。
- 4 次の場合には、事業主に申し出て、必要な訂正又は再交付を受けて下さい。
 - イ 氏名を変更したとき
 - ロ 派遣対象労働者の派遣事業対象業務の種類を変更したとき
 - ハ 取得資格の欄に記載のある労働者が派遣対象労働者の派遣事業対象業務に従事して港湾労働法第25条第4項の厚生労働大臣が定める期間以上経過したとき
 - ニ この港湾労働者証を失つたり、き損したとき又は写真が不鮮明になつたとき
- 5 派遣事業対象業務の種類は、派遣就業しない場合の就業可能業務を限定するものではありません。
- 6 この港湾労働者証の有効期間は 年 月 日までです。
- 7 有効期間が切れたときや港湾労働者でなくなつたときは、直ちに事業主に返納して下さい。